

# 宮古広域公園整備事業に係る環境影響評価 方法書に関する説明資料



(平成29年10月)

# ○本日の説明内容

1. 対象事業の目的及び内容
2. 配慮書に対する意見の概要及びそれに対する事業者見解
3. 対象事業の概要
4. 事業特性及び地域特性の概要
5. 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域及びその概況調査範囲
6. 環境影響評価項目の設定
7. 調査・予測、評価の手法
8. 沖縄県環境影響評価審査会委員による現地視察実施状況

# 1. 対象事業の目的及び内容

## 1.1 対象事業の目的

- 宮古広域公園整備事業は、沖縄県で唯一広域公園が未整備の宮古圏域に、広域のレクリエーション需要に対応する広域公園を整備する必要性に基づきます。
- その上で公園の基本理念として「宮古の美しい青い海とそこで育まれた自然と文化を活かした『ミヤークヌ・オー・イム・パーク』の実現」が掲げられており、これを実現することが本事業の目的です。

## 1.2 対象事業の内容

対象事業の名称：宮古広域公園整備事業

対象事業の種類：スポーツ若しくはレクリエーション施設の建設又は変更  
の事業

対象事業の位置：宮古島市下地字与那覇

事業規模：約51ha

## 2. 配慮書に対する意見の概要及びそれに対する事業者(都市計画決定権者)の見解

配慮書に対する住民等の一般の意見はありませんでした。配慮書に対する知事意見及び事業者(都市計画決定権者)の見解の概要は以下のとおりです。

知事意見(概要)	都市計画決定権者の見解(概要)
<p>(1) 配置案の選定に当たって、環境配慮の方向性を具体化する場合は、<b>重大な環境影響を回避又は低減することを優先的に検討し、代償措置が優先的に検討されないようにすること。</b></p>	<p>今後の施設・配置計画において、環境配慮の方向性が具体化できる範囲で、<b>重大な環境影響を回避又は低減することを優先的に検討し、代償措置が優先的に検討されないことがないよう考慮します。</b></p>
<p>(2) 供用後に事業実施想定区域の東側においてイベント等が開催された場合、<b>隣接する集落への騒音や交通渋滞、集落への公園利用者の立入りなどの影響</b>が考えられる。そのため、配置案の選定に当たっては、近隣集落への影響を考慮して決定すること。</p>	<p>供用後におけるイベント等の開催場所は、「観光レクリエーションゾーン」の中を想定しています。配置案の選定にあたっては、イベント等の開催場所に伴って、隣接する集落への騒音や交通渋滞、集落への公園利用者の立入りなどの影響を低減するため、「<b>観光レクリエーションゾーン</b>」を<b>皆愛集落から遠ざけたA案を選定</b>しました。</p>
<p>(3) 健康・スポーツゾーンで計画されているサッカーコートが屋外の場合、<b>照明が整備されることが考えられる</b>。そのため、近隣集落の人々の生活、<b>ウミガメ類やミヤコマドボタルなど動物への影響を予測及び評価し、配置案を選定</b>すること。</p>	<p>健康・スポーツゾーンで屋外にサッカーコートを計画していますが、夜間利用は行わないため<b>大規模な照明施設の整備は計画しておりません</b>。よって、近隣集落の人々の生活、ウミガメ類やミヤコマドボタルなど動物への<b>影響を回避または低減できると考えています</b>。また、<b>駐車場、遊歩道等の屋外照明については、限定的な照明を想定</b>していますが、今後の施設・配置計画において、近隣集落の人々の生活、ウミガメ類やミヤコマドボタルなど動物への<b>影響を考慮</b>します。</p>

# 3. 対象事業の概要

## 3.1 対象事業実施区域の位置

- 宮古島の南西部、市役所から約9 km南の海岸線に位置します。
- 県道保良上地線や市道皆愛学道線に囲まれた、約51haの土地です。

位置図（全島）及び区域図（航空写真：下図）



## 3.2 公園コンセプト

### 基本理念（目指すべき方向）

- 宮古の青い海とそこで育まれた豊かな自然と文化を活かした『**ミヤークヌ・オー・イム・パーク（宮古の青い海公園）**』の実現

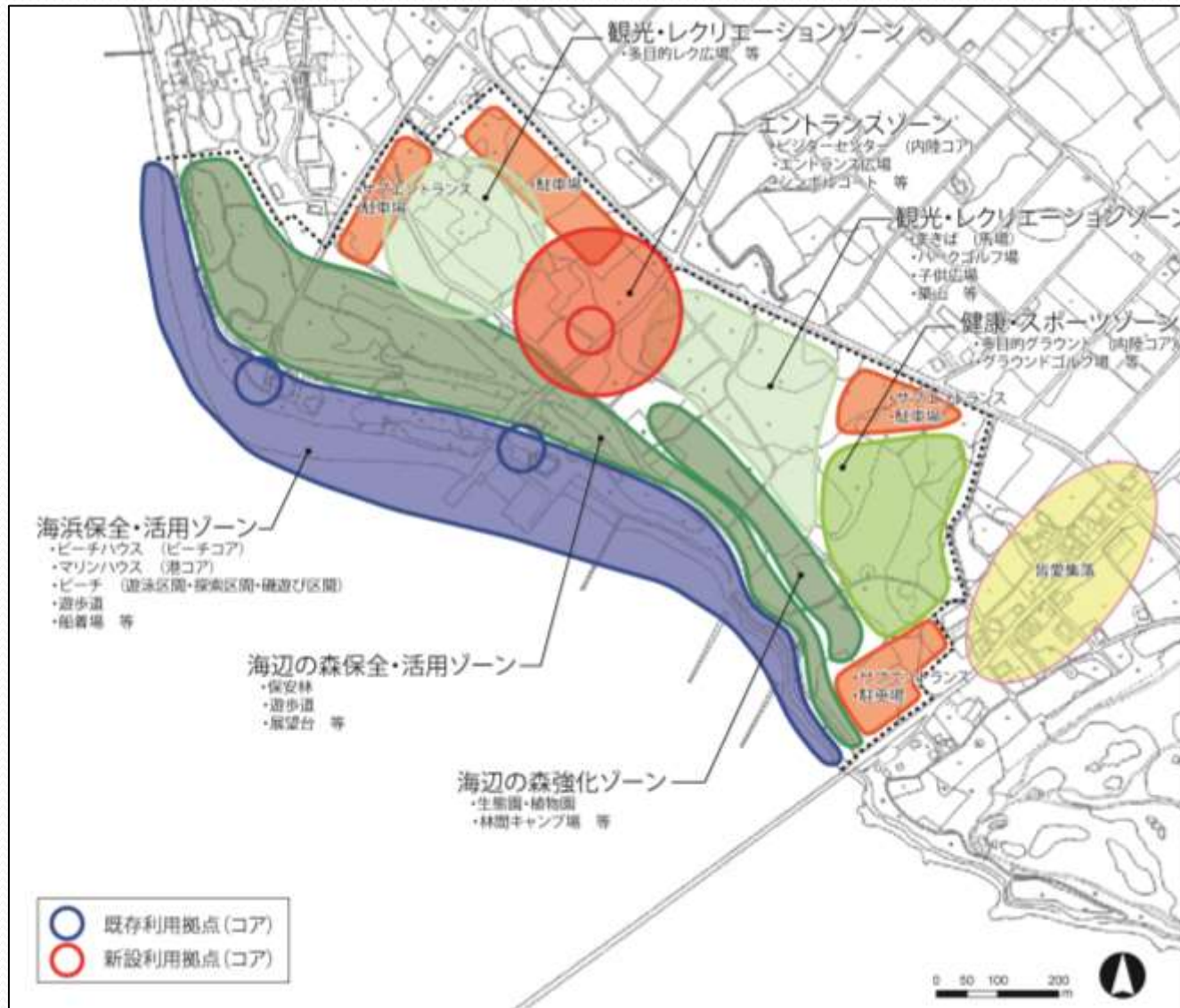
### 公園の目標像

- 美しい海辺の景観や自然を守り育てる公園
- 海や海辺での多様なレクリエーションを提供できる公園
- 海と結びついた生活や遊びを体験できる公園

### 導入機能

○環境保全・景観形成機能	<ul style="list-style-type: none"><li>海辺や背後の緑地の保全・創出と活用</li><li>宮古島らしい景観の保全と創出</li><li>エコアイランド・宮古島との協働</li></ul>
○観光・レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"><li>自然を生かした子どもの遊び空間</li><li>海辺の多様なレクリエーション環境</li><li>亜熱帯の花木や草花による演出</li><li>地域の歴史文化の活用</li><li>多様なイベントの開催と支援</li></ul>
○スポーツ・健康運動機能	<ul style="list-style-type: none"><li>住民の手軽な健康運動の場</li><li>競技型スポーツでの利用</li><li>スポーツ合宿等の誘致</li></ul>
○防災機能	<ul style="list-style-type: none"><li>防災機能の付与</li><li>公園利用に関する安全・安心の確保</li></ul>

### 3.3 施設計画



対象事業実施区域内のゾーニング図

# 4. 事業特性と地域特性の概要

## 4.1 事業特性の概要

- 事業計画においては、造成及び公園施設の設置工事が想定されます。
- 工事対象範囲は、主に現状で農地となっている地域であり、海岸沿いの樹林地及び海岸や海浜は基本的に保全する方針です。
- 造成工事において、特に大きな地形の改変を要する施設はありません。駐車場及び健康・スポーツゾーンのグラウンドは平坦地であることが求められますが、当該地域は高低差が少なく、大規模な造成は必要ありません。また、切土・盛土量を対象事業実施区域内でバランスさせるため大規模な不足土の搬入、残土の搬出はありません。
- 造成等工事に伴い、建設機械の稼働があります。
- 造成等工事に伴い、資材及び機械の運搬に用いる車両の走行があります。
- 公園施設は園地、グラウンド、園路、管理棟、サービス施設、便益施設（便所）及びこれらの付随する電気や機械設備等からなります。
- 施設等の供用に伴い利用者による車両及び管理用車両の走行があります。
- 施設等の供用に伴い、利用者及び施設管理者が施設を利用します。



## 4.2 地域特性の概要

- 対象事業実施区域は、**果樹園施設を含み主に農地**からなり、農用地区域に指定されています。
- 対象事業実施区域では、**海岸沿いの樹林が保安林に指定**されており、その内陸部は植林地があり、海側には隣接地の**前浜から続く海浜が広く分布**します。
- 「自然環境の保全に関する指針[宮古・久米島編]」（沖縄県、平成11年3月）の評価ランクでは、対象事業実施区域及び周辺の陸域はランクⅢで、**自然環境の保全を図る区域**となっています。
- 対象事業実施区域には、**動植物の重要な種の生育や生息が確認**されています。
- 対象事業実施区域の隣接地では、与那覇湾を中心とする鳥獣保護区に指定されており、対象事業実施区域の**西半分が鳥獣保護区**にかかっています。

## 4.2 地域特性の概要



## 4.2 地域特性の概要

重要な種の生育・生息



与那覇湾鳥獣保護区

# 5. 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域及びその概況調査範囲

- 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域については、おおむね宮古島市下地地区（旧・下地町域）の範囲とします。



対象事業に係る環境影響を受ける範囲と認められる地域図

# 6. 環境影響評価項目の選定

本事業に係る環境影響評価の項目及び調査、予測並びに評価の手法については、沖縄県環境影響評価の技術指針に基づき、以下のように選定しました。

環境要素の区分		影響要因の区分			施設等の存在及び供用			
		工事の実施			敷地の存在（土地の改変）	構造物の存在	施設等の管理及び利用	利用車両の走行
		一時的な施工による	建設機械の稼働	資機材の運搬車両の走行				
大気環境	大気質		○	○				○
	騒音		○	○				○
	振動		○	○				○
水環境	赤土等による水の濁り	○			○			
	水の汚れ						○	
陸域生物		○	○	○	○	○	○	○
生態系		○	○	○	○	○	○	○
景観					○	○		
人と自然との触れ合い活動の場		○		○	○	○	○	○
歴史的・文化的環境		○		○	○			
廃棄物等		○					○	

# 7. 調査、予測、評価の手法

## 7.1 調査、予測の手法

- 『調査、予測の手法』は、**沖縄県環境影響評価の技術指針に基づき、設定**しました。
- 環境影響を予測及び評価するため必要な情報を**適切かつ効果的に把握できる調査地点・予測地点及び調査期間・予測期間を設定して実施**します。

赤土等による水の濁り、水の汚れの調査・予測地点図



騒音の調査・予測地点図



陸域植物の調査・予測地点図



凡例

- 対象事業実施区域
- 調査地域・予測地域
- 調査ルート



陸域動物の調査・予測地点図



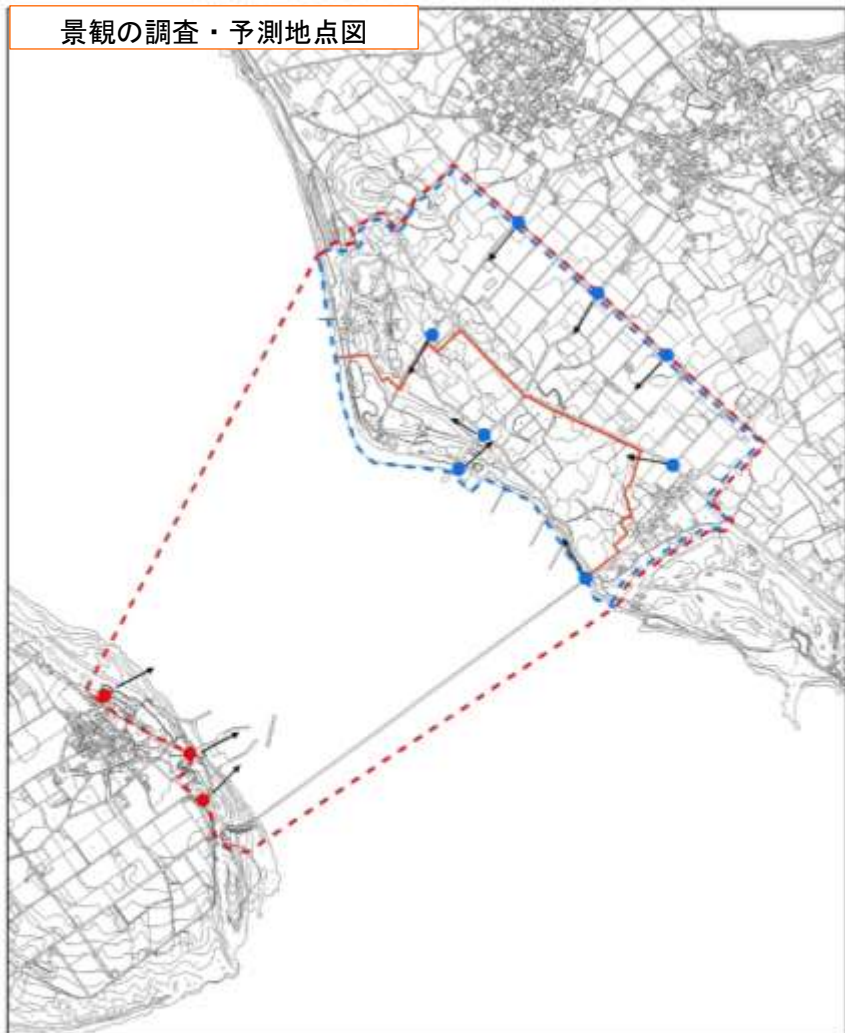
凡例

- 対象事業実施区域
- 調査地域・予測地域
- 鳥類定点センサス
- 哺乳類ライブトラップ、自動撮影
- 昆虫類ライブトラップ、バイトトラップ
- 鳥類ラインセンサス
- 調査ルート



注)1. 調査ルート及び調査地点は想定であり、現地の状況に応じて変更する可能性がある。

### 景観の調査・予測地点図

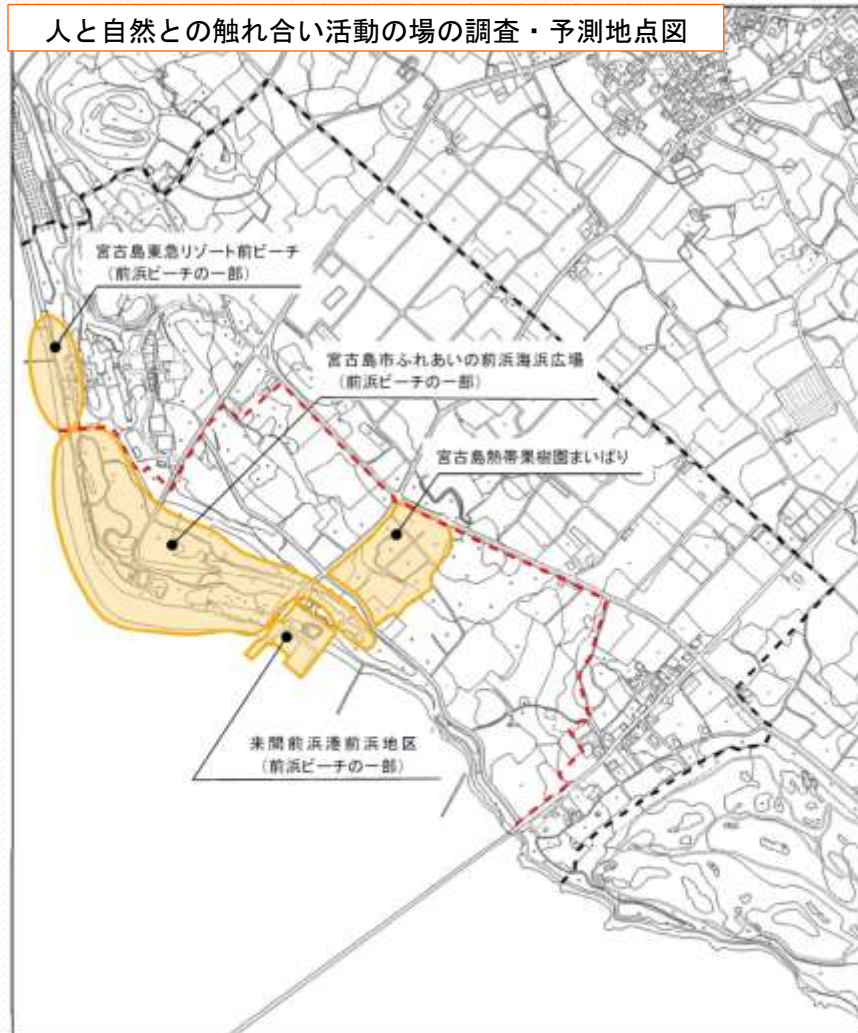


#### 凡例

- 対象事業実施区域
- 眺望景観の調査地域・予測地域
- 図景景観の調査地域・予測地域
- 眺望景観の調査地点・予測地点
- 眺望景観・図景景観の調査地点・予測地点



### 人と自然との触れ合い活動の場の調査・予測地点図



#### 凡例

- 対象事業実施区域
- 調査地域・予測地域
- 調査地点





## 7.2 評価の手法

- 予測結果等から、事業者により実行可能な範囲内で環境影響をできる限り回避又は低減すること、国又は関係する地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策によって示されている基準又は目標の達成に務めることを目的として環境保全措置を検討します。
- 調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討を行った場合には、その結果を踏まえ、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある影響が、事業者により実行可能な範囲内でできる限り回避され、又は低減されており、必要に応じその他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているかどうかについて、検討します。
- 国、沖縄県、宮古島市等が実施する環境の保全に関する施策によって、選定項目に係る環境要素に関して基準又は目標が示されている場合には、当該基準又は目標と調査及び予測結果との間に整合性が図られているかどうかを検討します。

# 8. 沖縄県環境影響評価審査会委員 による現地視察実施状況

- 審査会委員による現地視察を平成29年8月2日に実施し、対象事業実施区域の状況や調査地点の状況について確認した。
- 海岸部は砂浜海岸で砂浜植生などが海岸線に沿って帯状に分布し、東側の一部は岩礁海岸がみられる。海岸の後背側は樹林帯（二次林、植林）が広がり、その後背側はサトウキビ等の耕作地となっている。



現地視察状況



草地、耕作地（喃、昆虫トラップ）



樹林地（喃、昆虫トラップ）



樹林地（鳥定点）



海域（水の濁り・汚れ）



来間島竜宮展望台より対象事業実施区域方向



砂浜



樹林地、岩礁（鳥定点）